

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（会計年度任用職員の報酬等基準額表）

第十四条 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下

「会計年度任用職員」という。）に適用する報酬等基準額表は、別表第十のとおりとする。

第十四条の次に次の三条を加える。

（新たに会計年度任用職員となった者の号給）

第十四条の二 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他管理者が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（第一号会計年度任用職員の報酬）

第十四条の三 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）の報酬の額は、月額又は日額とする。

2 第一号会計年度任用職員の報酬の額は、次項又は第四項の規定により決定した基本額及びその基本額に第四条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

3 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、報酬等基準額表の月額（以下「報酬等基準額」という。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得

た額)とする。

4 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

5 第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第十一に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(第二号会計年度任用職員の給料)

第十四条の四 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。)の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 前条第五項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。第十五条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の給与に関しこの規程に定めのない事項については、職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)の例によるほか、別に定める。

1 (施行期日等)
 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十四条から第十四条の四まで、及び第十五条第二項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。
 (経過措置)

附 則

別表第十一 (第十四条の三、第十四条の四関係)
 報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000

別表第十 (第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係)
 会計年度任用職員の報酬等基準額表

職 種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
	号 給	月 額
		円
1	148,600	187,200
2	149,700	188,900
3	150,800	190,700
4	151,900	192,400
5	153,000	194,000
6	154,400	195,400
7	155,700	196,900
8	157,000	198,400
9	158,300	199,700
10	159,800	201,000
11	161,300	202,200
12	162,900	203,500
13	164,200	204,800
14	165,700	206,100
15	167,200	207,400
16	168,700	208,700
17	170,100	209,800
18	172,800	211,100
19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第九の次に次の二表を加える。

2 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員で、平成三十二年四月一日から平成三十二年六月三十日までの間にこの規程の適用を受けることとなる第一号会計年度任用職員であつて、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあつては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において、報酬を支給する。

3 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、平成三十二年四月一日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなる第一号会計年度任用職員であつて、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

4 前二項の経過措置により支給する報酬については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の例による。

5 会計年度任用職員に対する第十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。